

議題②

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正
及び

佐渡市運賃等協議会設置要綱の制定・設置について

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

1. 主な改正内容

道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項の規定にする協議会（以下、「運賃協議会」）において協議を行う必要があることから、佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正するもの。

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

2. 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、佐渡市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの実現に必要な事項の<u>協議及び実施</u>するため設置する。</p> <p>第2条～第8条（略）</p> <p>（専門部会）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>（運賃等協議会）</u></p> <p><u>第10条 協議会は、第2条第4号を協議するにあたっては別に定める運賃等協議会において、協議を行うものとする。</u></p> <p>（事務局）</p> <p>第11条 協議会の事務局は、佐渡市<u>企画部</u>交通政策課に置く。</p> <p>（協議会の経費）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（会計基準）</p> <p>第13条（略）</p> <p>（監査）</p> <p>第14条（略）</p> <p>（その他）</p> <p>第15条（略）</p>	<p>第1条 佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づき、佐渡市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した効率的な輸送サービスの実現に必要な事項を<u>協議</u>するため設置する。</p> <p>第2条～第8条（略）</p> <p>（専門部会）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（加える。）</p> <p>（事務局）</p> <p>第10条 協議会の事務局は、佐渡市<u>観光振興部</u>交通政策課に置く。</p> <p>（協議会の経費）</p> <p>第11条（略）</p> <p>（会計基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>（監査）</p> <p>第13条（略）</p> <p>（その他）</p> <p>第14条（略）</p>

2. 新旧対照表

新		旧	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
所属	区分	所属	区分
佐渡市副市長	市長が指名する者	佐渡市副市長	市長が指名する者
佐渡市 <u>企画部長</u>	市長が指名する者	佐渡市観光振興部長	市長が指名する者
新潟交通佐渡株式会社	関係する公共交通事業者等	新潟交通佐渡株式会社	関係する公共交通事業者等
佐渡地区ハイヤー協会	関係する公共交通事業者等	佐渡地区ハイヤー協会	関係する公共交通事業者等
佐渡汽船株式会社	関係する公共交通事業者等	佐渡汽船株式会社	関係する公共交通事業者等
新潟交通佐渡労働組合	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	新潟交通佐渡労働組合	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部	地方運輸局長が指名する者	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部	地方運輸局長が指名する者
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	地方運輸局長が指名する者	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	地方運輸局長が指名する者
新潟県交通政策局	会議の運営上必要と認められる者	新潟県交通政策局	会議の運営上必要と認められる者
新潟県佐渡地域振興局地域整備部	道路管理者、港湾管理者	新潟県佐渡地域振興局地域整備部	道路管理者、港湾管理者
佐渡警察署	公安委員会	佐渡警察署	公安委員会
佐渡市民生委員児童委員協議会	地方公共交通の利用者	佐渡市民生委員児童委員協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市社会福祉協議会	地方公共交通の利用者	佐渡市社会福祉協議会	地方公共交通の利用者
佐渡市老人クラブ連合会	地方公共交通の利用者	佐渡市老人クラブ連合会	地方公共交通の利用者
佐渡市女性団体連絡協議会	地方公共交通の利用者	佐渡市女性団体連絡協議会	地方公共交通の利用者
佐渡観光交流機構	会議の運営上必要と認められる者	佐渡観光交流機構	会議の運営上必要と認められる者
長岡技術科学大学大学院	学識経験者	長岡技術科学大学大学院	学識経験者

3. 施行日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

運賃等協議会の設置について

1. 設置要綱の制定

佐渡市地域公共交通活性化協議会設置要綱の第10条の規定に基づき、佐渡市運賃等協議会（仮）を設置することから、佐渡市運賃等協議会設置要綱（案）を制定する。

2. 運賃等協議会の委員（案）

道路運送法第9条第4項各号に規定されている者

区分	所属	委員
法第9条第4項第1号	市長が指名する者	佐渡市企画部長
法第9条第4項第2号	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	新潟交通佐渡株式会社代表取締役社長
法第9条第4項第3号	国土交通省北陸信越運輸局長が指名する者	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官
法第9条第4項第4号	地方公共交通の利用者のうち、関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者	佐渡市老人クラブ連合会副会長

佐渡市運賃等協議会設置要綱 案

(設置)

第1条 佐渡市運賃等協議会（以下「運賃等協議会」という。）は、佐渡市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づく協議を行うために設置する。

(委員)

第2条 運賃等協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

(会長)

第3条 運賃等協議会の会長は、別表の佐渡市企画部長をもって充てる。

- 会長は、会務を総理し、運賃等協議会を代表する。
- 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運賃等協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(利用者等の意見を反映させるための措置)

第6条 会長は、第1条に掲げる協議をするときは、あらかじめ、ホームページへの掲載など、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 会長は運賃等協議会の協議結果について活性化協議会へ報告するものとする。

2 運賃等協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 運賃等協議会の庶務は、佐渡市交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	所属
法第9条第4項第1号	市長が指名する者
法第9条第4項第2号	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
法第9条第4項第3号	国土交通省北陸信越運輸局長が指名する者
法第9条第4項第4号	地方公共交通の利用者のうち、関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者